

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の核持ち込みに関する 「密約」に係る調査の関連文書No.2

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): 核持ち込み問題, 東郷次官, ホドソン米国大使 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43861



59

左段 協定は in the light 以下は 石村 意を切け 長は せよと 言ふは 考か 若し
 其の 考か 考かの 問題が 之を 降す 降す 降す 降す 降す 降す 降す 降す 降す 降す
 の 下に 降く 降す 降す 降す 降す 降す 降す 降す 降す 降す

右段 此の 長は 長は 長は 長は 長は 長は 長は 長は 長は 長は 長は
 の 下に 降く 降す 降す 降す 降す 降す 降す 降す 降す 降す
 の 下に 降く 降す 降す 降す 降す 降す 降す 降す 降す 降す

右段 此の 長は 長は 長は 長は 長は 長は 長は 長は 長は 長は

此の 問題が 行政 降す 降す 降す 降す 降す 降す 降す 降す 降す 降す

(1) 三三 一 降す 降す 降す 降す 降す 降す 降す 降す 降す 降す

三三 一 降す 降す 降す 降す 降す 降す 降す 降す 降す 降す

三三 一 降す 降す 降す 降す 降す 降す 降す 降す 降す 降す

三三 一 降す 降す 降す 降す 降す 降す 降す 降す 降す 降す

三三 一 降す 降す 降す 降す 降す 降す 降す 降す 降す 降す

三三 一 降す 降す 降す 降す 降す 降す 降す 降す 降す 降す

全面的な改革の進め方、専ら地方の手続に依り、以て其の措置を
すべしと、意見を述べんとするところ。

(三) 十一年の解散は半断無断なり

(四) 十一年の解散は日本側のみならず

(五) 十一年の解散は日本側のみならず

(六) 地方自治の目的は、地方自治の促進に在り、地方自治の促進に在り

(七) 地方自治の促進に在り、地方自治の促進に在り

地方自治の促進に在り、地方自治の促進に在り

地方自治の促進に在り、地方自治の促進に在り

(八) 十一年は、地方自治の促進に在り、地方自治の促進に在り

地方自治の促進に在り、地方自治の促進に在り

地方自治の促進に在り、地方自治の促進に在り

地方自治の促進に在り、地方自治の促進に在り

地方自治の促進に在り、地方自治の促進に在り

内閣府は NATO と一連の主義の異なる者も必要である。理
由は米州の防衛に米政府が核兵器をリソースとして得るは
十分である。限られたものである。

川内規 通商関係の強化は NATO と同じである。これは
NATO は一般協定で主権には個別協定がある。或るものは
多。而して規定はある。東欧で防衛をやることは行政府
と全く同じである。これは NATO の核兵器の責任

外務省

一、行政の中心は、各の上級者が責任を負う。これは、
多。行政の中心は、各の上級者が責任を負う。これは、
二、行政の中心は、各の上級者が責任を負う。これは、

(2) 今後、行政の中心は、各の上級者が責任を負う。これは、
多。行政の中心は、各の上級者が責任を負う。これは、
三、行政の中心は、各の上級者が責任を負う。これは、
御覧の通り、行政の中心は、各の上級者が責任を負う。これは、

外務省

134
P
JH

I have the honor to refer to the Agreement Under Article VI of the Treaty of Mutual Cooperation and Security Between the United States and Japan, signed today.

It is the understanding of my Government that the Official Minutes of the Tenth Joint Meeting for the negotiation of the Administrative Agreement under Article III of the Security Treaty between the United States and Japan, held on February 26, 1952, and the Official Minutes regarding the Protocol to amend Article XVII of the Administrative Agreement, dated 29 September 1953, shall retain their validity as understandings between the two Governments, except where subsequent agreements, including the Treaty of Mutual Cooperation and Security and the Agreement Under Article VI of the Treaty of Mutual Cooperation and Security, have specifically made the Minutes inapplicable.

I would be grateful if Your Excellency would confirm the foregoing understanding on behalf of your government.

134
P
JH

Confidential

Re Articles XII and XV

The Government of Japan and the United States will cooperate with each other with a view to facilitating the promotion of welfare of workers and the maintenance of amicable labor relations between United States armed forces, including the organizations provided for in Article XV, and Japanese workers.